

# 年金2法「被保険者」

～要件・得喪・被保険者期間～

年金2法の「被保険者」について、要件・得喪・被保険者期間を、図解や表も交えてしっかりと押さえていきましょう。

社会保険労務士  
小林 勇  
(山川社労士予備校)



目次

- 1 イン트로ダクション
- 2 被保険者の要件
- 3 被保険者の資格の得喪
- 4 被保険者期間

## 1 イン트로ダクション

### Point

「国民年金の被保険者」「厚生年金保険の被保険者」については、いずれも「年齢」に関する要件が定められています。その期間内に被保険者であった者について、国年法・厚年法による権利・義務が生じます。

(1) 国民年金の被保険者

		▼20歳	▼60歳	▼65歳	▼70歳
強制被保険者	第1号被保険者				
	第2号被保険者				老齢受給権なし
	第3号被保険者				
任意加入被保険者	イ) 老齢受給権あり				
	ロ) 国内居住				
	ハ) 国外居住				
	ニ) 特例				

(2) 厚生年金保険の被保険者 (=国民年金の第2号被保険者)

		▼70歳
強制加入	当然被保険者	
任意加入 ※	任意単独被保険者	
	高齢任意加入被保険者	

※このほか、任意加入の対象者として「第4種被保険者」がある。

## ❖ 問題演習 ❖

- 【問1】 日本国内に住所を有する者のうち国民年金の第1号被保険者となるのは、20歳以上60歳未満の者に限られる。
- 【問2】 厚生年金保険の被保険者のうち国民年金の第2号被保険者となるのは、20歳以上60歳未満の者に限られる。
- 【問3】 日本国籍を有する者であって日本国内に住所を有しないもののうち国民年金の任意加入被保険者（特例による任意加入被保険者を除く。）となることができるのは、20歳以上60歳未満の者に限られる。
- 【問4】 厚生年金保険の任意単独被保険者となることができるのは、20歳以上70歳未満の者に限られる。
- 【問5】 厚生年金保険の高齢任意加入被保険者となることができるのは、70歳以上75歳未満の者に限られる。

## ❖ 解答・解説 ❖

- 【解答1】 ○ 設問のとおり。第1号被保険者については、20歳以上60歳未満であることの年齢要件が問われる（国年法7条1項）。
- 【解答2】 × 第2号被保険者については原則として「年齢要件は問われない」ため、20歳未満及び60歳以上の者であっても、厚生年金保険の被保険者である場合は第2号被保険者となる。ただし、65歳以上の者にあつては、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しない被保険者に限って第2号被保険者となる（国年法7条1項、法附則3条）。
- 【解答3】 × 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しないものについては、20歳以上「65歳未満」であれば、任意加入被保険者となることができる（国年法附則5条1項）。
- 【解答4】 × 適用事業所以外の事業所に使用される「70歳未満」の者については、20歳未満の者であっても、適用除外に該当する者を除き任意単独被保険者となることができる（厚年法10条1項）。
- 【解答5】 × 高齢任意加入被保険者については、70歳以上であれば「年齢による制限はない」ため、75歳以上であっても要件を満たす限り被保険者となることができる（厚年法附則4条の3第1項、法附則4条の5第1項）。

## 2 被保険者の要件

### Point

「国民年金の被保険者」「厚生年金保険の被保険者」は、年齢以外についても要件が定められています。法律上当然に被保険者となる場合（強制加入）と、所定の手続をすることにより被保険者となることができる場合（任意加入）があります。